

「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(平成31年4月17日中央教育審議会諮問)(抄)

- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方

「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点まとめ」(令和元年12月中央教育審議会初等中等教育分科会)

- 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(論点)(抄)
 1. ～(略)～義務教育9年間を見通した指導体制の整備に向けて、小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである。
 2. このため、小学校から中学校までの義務教育9年間を見通した教育課程・指導体制の一体的な検討(教員定数、教員養成・免許・採用・研修、教育課程などの在り方を一体的にどう考えるか)が必要であり、特に以下の検討を行うべきである。(略)
 - (3) 上記の点や教科指導の専門性を高める教員養成・研修の仕組みの構築や強化指導・探究活動等の専門性の高い教師の学校種を超えた配置の推進など、教育職員免許法の在り方も含め、義務教育9年間を見通した養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方

義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について②

義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方に関する論点例(令和元年1月23日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)【資料1-5】

1. 養成段階において、隣接する学校段階を見通した幼児児童生徒理解や指導力を身に付けられるような教職課程のカリキュラム、単位数や、免許状の学校種の区分など、教職課程・免許制度の在り方
2. 一般学部出身者の多い中学校教諭免許状取得者が小学校教諭免許状を取得するニーズに対応する教職課程・免許制度の在り方
3. 現職教員が、所持している免許状とは別の学校種において指導を行うニーズに対応する研修・免許制度の在り方
特に、小学校と中学校の間にまたがって現職教員が配置されるための研修・免許制度の在り方

今回議論していただきたい論点

義務教育9年間を見通した免許制度の仕組みの構築に向けた方策について(論点)

小学校と中学校の義務教育9年間を見通して、児童生徒への指導や学校運営を推進していく場合には、それに対応する教員の指導力を担保する仕組みが必要である。現行制度でも、中学校の免許状を保有する教員が小学校で当該免許状の教科を教えることなどが可能となっているが、義務教育9年間を見通した教員の指導力をより一層促進するため、例えば、

- ・ 養成段階においては、小学校と中学校の免許状の併有を促進する観点から、各教科の指導法や教育実習、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教科に関する専門的事項などにおいて、大学において内容的に共通する授業科目を共通に開設し、学生が他校種の免許を取得する際に活用できるようにすることや、
- ・ 現職教員においては、保有する免許状を基礎免許状として、他校種の免許状の取得を促進する観点から、勤務経験を踏まえて免許状の取得に必要な単位の弾力化を行う仕組みの見直しなどを行うこと

についてどう考えるか。

小学校と中学校の両免取得に必要な科目の特例【現行制度】

同一学部同一学科においてのみ、教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教職実践演習に限る。)の共通開設が認められており、学生が小学校及び中学校の一種免許状の両免を取得する場合の最低修得単位数は通常の118単位から96単位に減じられている。

※共通開設された科目の単位は、小学校の免許状と中学校の免許状を取得する際に必要な単位としてどちらにも使うことができる。

小学校	各科目に含めることが必要な事項	一種	中学校	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得)	30	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10
教育実践に関する科目	・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位)	7	教育実践に関する科目	・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位)	7
大学が独自に設定する科目		2	大学が独自に設定する科目		4
		59			59

同一学部同一学科

課程認定基準
4-8の特例により
共通開設が可能

①養成段階 **小学校と中学校の両免取得に必要な科目の特例【新たな特例（課程認定基準の改正）】**

他学部他学科に開設される教職課程においても教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教職実践演習に限る。)の共通開設を認めること(教職課程の基準に関するWG報告に基づく特例)とし、更に教科に関する専門的事項や教科の指導法、教育実習についても共通開設を可能とする特例(義務教育特例)を設けることが必要ではないか。

その際、学生が小学校及び中学校の一種免許状の両免を取得する場合の最低修得単位数は通常の118単位から87~91単位程度に減じられる。

※共通開設された科目の単位は、小学校の免許状と中学校の免許状を取得する際に必要な単位としてどちらにも使うことができる。

小学校			中学校		
各科目に含めることが必要な: ○○学部○○学科	各科目に含めることが必要な事項	一種	各科目に含めることが必要な事項	一種	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) 	30	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること) 	28	28
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 	10	10
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位) 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位) 	7	7
大学が独自に設定する科目		2	大学が独自に設定する科目		4
		59			59

2~4単位程度の共通開設が可能

3~5単位程度の共通開設が可能 ※2

△△学部△△学科
※1 各教科の指導法は、小中高の学校種をまたいだ開設は不可
小学校及び中学校の両方の内容を含むことが必要

義務教育特例 ※1

教職課程の基準に関するWG報告に基づく特例

※2 隣接する他の学校種(中学校であれば高等学校等)との共通開設を考慮し、5単位全てではなく例えば3単位までとすることも考えられる。

中学校免許状取得の際に小学校の指導法の内容も履修

中学校教員免許状を取得した教員が小学校で専科担任として勤務している数は年間7千件程度あるが、当該教員は養成段階において小学校の児童生徒の発達段階に応じた指導法について学ぶことなく教職課程を終えていることが多い。そのため、共通開設とは別に、中学校の免許状を取得する際の指導法において小学校段階を意識した指導法等を学修することが望まれるのではないか。

	各科目に含めることが必要な事項	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること) 	28
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 等	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・生徒指導の理論及び方法 等	10
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ・教職実践演習(2単位) 	7
大学が独自に設定する科目		4
		59

中学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任数		
免許状種	担当教科	人数
国 語	国 語	84
	総合的な学習の時間	2
社 会	社 会	66
数 学	数 学	293
理 科	理 科	227
	総合的な学習の時間	1
音 楽	音 楽	3,372
	総合的な学習の時間	1
美 術	図画工作	1,482
	総合的な学習の時間	1
保健体育	体 育	587
	総合的な学習の時間	2
保 健	体 育	7
技 術	総合的な学習の時間	1
	家 庭	191
家 庭	総合的な学習の時間	1
	外国語活動	663
外 国 語	総合的な学習の時間	30
	宗 教	2
合 計		7,012

専科担任の状況について(平成30年4月1日～平成31年3月31日の合計件数)

在職年数を踏まえて他校種の免許を取得する際は、法律上、現在保有している免許状の在職年数のみ換算することとされているが、例えば中学校免許状を保有する教員が小学校に専科教員として配置勤務している実態も増えているため、取得しようとする免許状の勤務年数も参入することとしてはどうか。（地方分権提案）

取得希望免許状の種類 免許状取得に必要な要件		小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状	
		幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭普通 免許状	小学校教諭普通 免許状	高等学校教諭普通 免許状
有することが必要な教員免許状					
有することが必要な教員免許状を取得した後、 当該学校における教諭等として良好な勤務成績で勤務した最低在職年数		3年 ←		取得しようとする学校種での勤務年数も算入できるようにする 【教育職員免許法改正】	
必要修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目			10(5)	
	各教科の指導法に関する科目	10(5)	10(5)	2(1)	2(1)
	道徳の理論及び指導法	1(1)			1(1)
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	大学が独自に設定する科目				4(2)
合計		13(7)	12(6)	14(7)	9(5)

※普通免許状とは、1種免許状、2種免許状又は専修免許状を指す。黒字は必要修得単位数を表す。

※最低在職年数に加えて、取得を希望する免許状に応じた学校での勤務経験がある場合、必要修得単位数を1年につき3単位減じることができる（必要修得単位数の半数を限度）。赤字は必要修得単位数の半数まで減じた場合の取得単位数。

【例】中学校教諭普通免許状を取得して中学校で教諭として3年勤務、その後に小学校において専科担任として2年勤務した場合、小学校教諭2種免許状取得のために必要な単位数は6単位。

教師の在り方について(専門的な知識・経験を有する外部人材活用)

「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(平成31年4月17日中央教育審議会諮問)(抄)

- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など、多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方

「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点まとめ」(令和元年12月中央教育審議会初等中等教育分科会)

○ 教師の在り方について(論点)(抄)

1. 免許状を持たない社会人の登用及び社会人等による普通免許状取得について

- (1) 教師として必要な質を保証しながらも、免許状を有しない社会人が活躍しやすくなるような制度、運用を整備することが考えられる(特別免許状の授与に関する指針の見直しや制度の弾力化、社会人と学校とのマッチング支援など)
- (2) 社会人が学び直しにより普通免許状を取得するための多様なルートをより活用しやすくすることが考えられる(教職特別課程の標準修業年限の弾力化、教員資格認定試験の内容・方法等の見直しなど)

今回議論していただきたい論点

専門的な知識・経験を有する外部人材活用の方策について(論点)

- ・ 免許状を有しない社会人が活躍しやすくなるように、また、絶えず変化していく社会のニーズに柔軟に対応できるように、例えば短期(3年程度)の特別免許状のような制度の導入や臨時免許状の活用の更なる弾力化についてどう考えるか。

その際に、教師として必要な質を保証するための方策として、現行制度では学識経験者による意見聴取が法律事項とされているが、臨時免許状との比較からその必要性をどう考えるか。

- ・ 社会人が学び直しにより普通免許状を取得するための多様なルートをより活用しやすくするため、小学校教員資格認定試験については試験の見直しを行ったところだが、その他、例えば、中学校及び高等学校、特別支援学校の免許状を得るための教職特別課程の修業年限(現行1年)の弾力化を行うことをどう考えるか。

<特別免許状について>

◆担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）

◆制度の概要

【有効期間】

10年で更新が可能（普通免許状と同じ）

【授与手続】

1. 任用しようとする者（都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格
（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見
（平成14年に学士要件を撤廃）

◆授与件数

【授与件数】延べ1,270件

【授与件数の推移】右表のとおり

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成2年	2	平成9年	5	平成16年	49	平成23年	39
平成3年	2	平成10年	1	平成17年	35	平成24年	52
平成4年	3	平成11年	0	平成18年	37	平成25年	59
平成5年	2	平成12年	1	平成19年	69	平成26年	92
平成6年	12	平成13年	4	平成20年	56	平成27年	215
平成7年	0	平成14年	6	平成21年	67	平成28年	186
平成8年	1	平成15年	47	平成22年	45	平成29年	169

特別免許状と臨時免許状の比較

	普通免許状	特別免許状	臨時免許状
概要	基礎資格（学士の学位等）を有し、大学の教職課程において修得することを必要とする最低単位数を修得した者等に授与	学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において授与	普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与
授与要件・手続き等	<普通免許状の種類> ・専修免許状（修士課程修了程度） ・一種免許状（大学卒業程度） ・二種免許状（短大卒業程度）	①担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること ②社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること のいずれにも該当する者についての推薦に基づいて行う教育職員検定の合格	教育職員検定の合格 ※教育職員検定については都道府県教育委員会毎に異なる。
学校種・教科の別（※）	・小学校は学校種 ・中学校・高等学校は教科ごと ・特支は領域ごと	・小学校、中学校、高等学校において教科等ごと	・小学校は学校種 ・中学校・高等学校は教科ごと ・特支は領域ごと
授与する免許状	教諭の免許状	教諭の免許状	助教諭の免許状
意見聴取の要否	×	○	×
有効範囲	全ての都道府県	授与を受けた都道府県内	授与を受けた都道府県内
有効期間	10年	10年	3年
更新の有無	○	○	×

※その他、理療・理容等の職業の知識技能を修得した者に授与する自立教科教諭免許状（普通免許状、特別免許状、臨時免許状）については自立教科ごと、自立活動の教員の免許状（普通免許状、特別免許状）は、自立活動（視覚障害教育、肢体不自由教育等）ごとに授与される。

社会人の学び直しによる普通免許状の取得の方策

◆教員資格認定試験

幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、特別支援学校自立活動教諭一種免許状を教員資格認定試験に合格することで取得することが可能な制度。

社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合の活用をさらに促進するため、令和2年度実施予定の小学校教員資格認定試験については見直しを図ったところ。

○教員資格認定試験の受験者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園教員資格認定試験	557	350	277	98	82
小学校教員資格認定試験	1,135	1,091	925	849	780
特別支援学校教員資格認定試験	195	240	170	249	144

◆教職特別課程

中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状及び一種免許状授与の所要資格を得させるための課程(特別支援学校教諭の場合は一種免許状の所要資格を得させるための課程)として、課程認定を受けている大学において開設することが可能。

教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程。

平成31年4月現在 教職特別課程を置く大学

- ・中学校及び高等学校教諭免許 慶應義塾大学、工学院大学、岡山理科大学
- ・特別支援学校教諭免許 琉球大学

子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を

～内閣官房及び3省が連携して令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育める学びの場の実現へ～

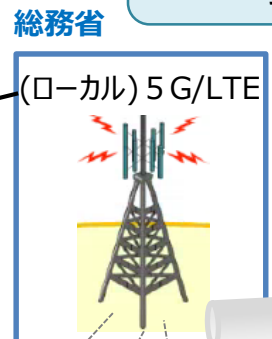
内閣官房IT総合戦略室
総務省
文部科学省
経済産業省

目指すべき次世代の学校・教育現場

- ✓ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払う** ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ **プロジェクト型学習を通じて創造性を育む** ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ **校務の効率化** ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ **学びの知見の共有や生成** ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

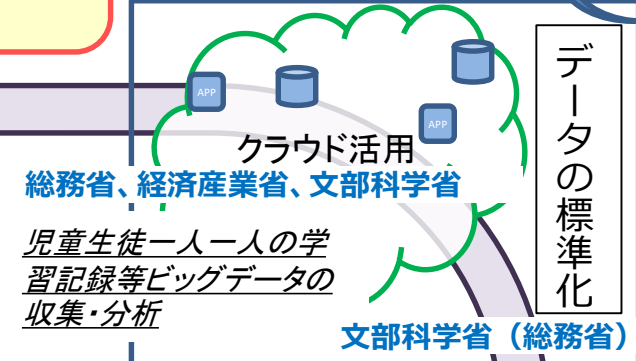
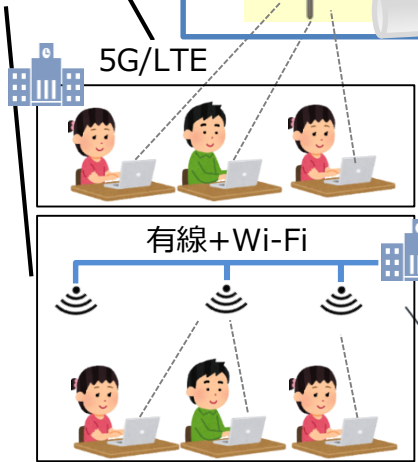


文部科学省（総務省、経済産業省）
最終的に一人一台の
学習者用PCの実現



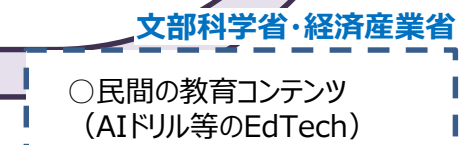
「端末」・「通信ネットワーク」・「クラウド」
をセットで

高速大容量、機密性の高い、
安価なネットワークの整備



ICTを基盤とした先端技術

児童生徒一人一人に最適なコンテンツの提供



学校外のデータ及び教育分野以外（医療や福祉等）のデータ

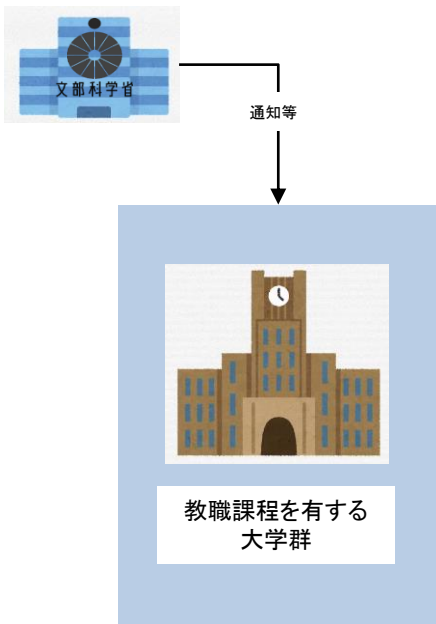
新しい学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの実現
遠隔教育や教師の遠隔研修の推進



GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実

1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においても手引きや動画コンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成

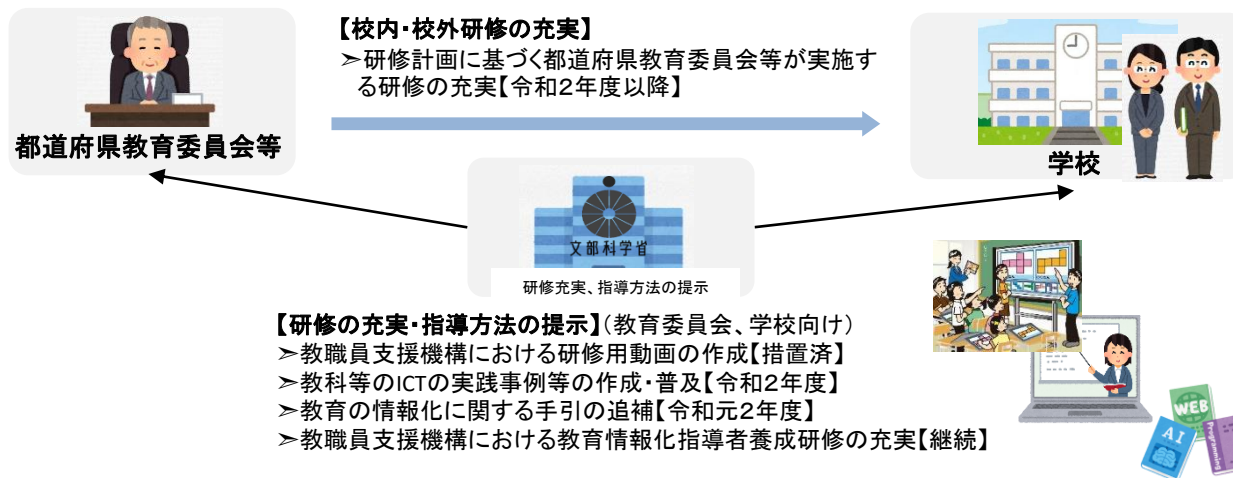


【共通的な教員養成】

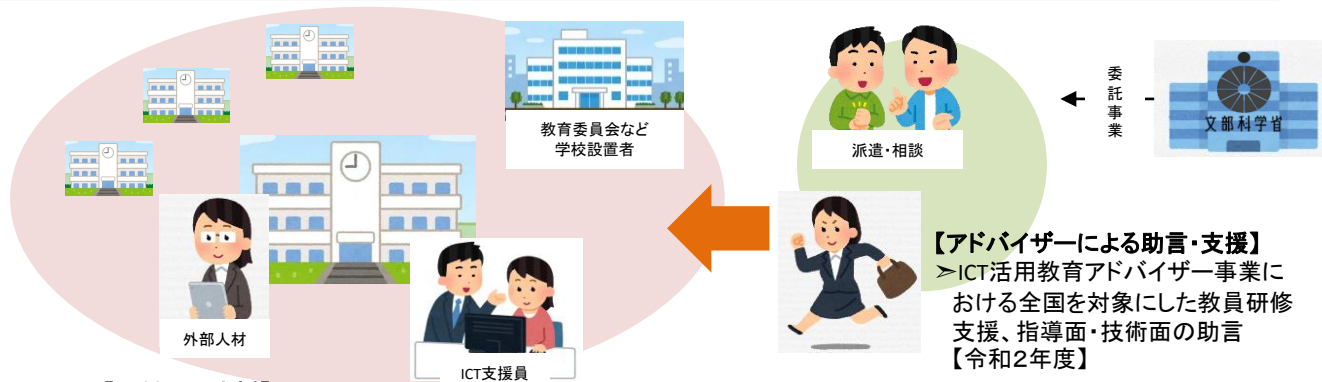
- 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【措置済】
- 学校のICT環境整備の充実に対応した教員養成等の充実に関する通知を发出【措置済】
- 好事例の展開などを通じ、ICTを活用した各教科等の指導法の内容の充実を図る【令和2年度以降】

現職教員

教員の指導力向上



教員の指導体制の充実



【人材面の支援】

- ICT支援員等の配置の促進【継続】
- 特別免許状、特別非常勤講師制度を活用した外部人材活用【令和2年度】

【アドバイザーによる助言・支援】

- ICT活用教育アドバイザー事業における全国を対象にした教員研修支援、指導面・技術面の助言【令和2年度】

これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(平成31年4月17日中央教育審議会諮問)(抄)

- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、教師を支援し教育の質を高めるICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点まとめ」(令和元年12月中央教育審議会初等中等教育分科会)

- これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について(論点)(抄)

6. 今後の検討事項について

- (1) 今後、児童生徒1人1台環境が実現するなど、学校 ICT 環境や先端技術の導入が進み、学びの在り方が変わっていく中で、教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方や教師のICT活用指導力を向上させる方策はどうあるべきか、今年度内を目途に方向性を示す必要がある。その上で、教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等や多様な外部人材の活用、外部の専門機関等との連携等はどうあるべきかについても、検討が必要である。

今回議論していただきたい論点

学校ICT環境等の導入による教師のICT活用指導力等を向上させる方策について(論点)

学校ICT環境が整備されることにより、教師は、①児童生徒の情報活用能力を育成することが求められる。また、ICT機器や一人一台端末は、学校の様々な学習活動の中で②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業に活用するツールとして活用されるようになることから、これらを活用した授業改善が教師に求められる。そのため、

- ・ 養成段階において、上記①②を実現するための力を身に付けられるように、教職課程で共通的に修得すべき資質能力について具体的な学習内容を示すことなどを通じて各大学の教職課程の充実を図ることをどう考えるか。
- ・ 現職教員に対しても、上記①②を実現するための力を身に付けられるように、都道府県教育委員会等が行う研修等の充実のため、都道府県教育委員会等が定めている育成指標(教師のキャリアステージごとの資質能力の指標)を明確化することを促進することについてどう考えるか。
- ・ また、教師を支える体制を充実させるために、専門的な知識・経験を有する外部人材を学校現場で積極的に活用することが考えられるが、他にどのような方策が考えられるか。

教職課程で共通的に修得すべき資質能力について示すこととする具体的な学習内容のイメージ

教員免許状を取得しようとする学生が「学校におけるICTを活用した学習場面」に則した授業などを実施し、児童生徒の情報活用能力の育成やICTを活用した授業改善が行えるよう、大学では教職課程における各教科の指導法などの授業において「学校におけるICTを活用した学習場面」などに則した実践的な内容が確実に学べることを求めているかどうか。

その際、独立行政法人教員支援機構「校内研修シリーズ」等の活用や各大学において当該授業が実施されているかの確認などにより、確実に実施できる仕組みを検討すべきではないか。

学校におけるICTを活用した学習場面の例

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習	
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p>	
<p>A1 教員による教材の提示</p>  <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>B1 個に応じる学習</p>  <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p>	<p>B2 調査活動</p>  <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	
<p>B3 思考を深める学習</p>  <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p>  <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p>	<p>B5 家庭学習</p>  <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	
		<p>C1 発表や話し合い</p>  <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p>	<p>C2 協働での意見整理</p>  <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
		<p>C3 協働制作</p>  <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p>	<p>C4 学校の壁を越えた学習</p>  <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

校内研修シリーズのコンテンツ例

教科指導におけるICTの活用



教員が 児童生徒が

学習の手順を教える



情報の収集



No37: 学校教育の情報化 (東京学芸大学 准教授 高橋純)

協働での意見整理



個別学習: 表現・制作



No76: 学校におけるICTを活用した学習場面 (放送大学 教授 中川一史)